

# 防府市養護老人ホーム入所措置等実施要綱

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定に基づく養護老人ホームへの入所等の措置を行う基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入所措置の原則)

第2条 法第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所等の措置は、65歳以上の者であって、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われるよう努めなければならない。

(入所判定委員会の設置等)

第3条 防府市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）は、養護老人ホームへの入所措置の要否を判定するため、防府市老人ホーム入所判定委員会（以下「入所判定委員会」という。）を設置し、入所措置の開始又は変更等に当たっては、入所判定委員会の意見を聴くものとする。なお、入所判定委員会の設置及び運営に係る事項については別に定める要綱によるものとする。

(入所措置の基準)

第4条 法第11条第1項第1号の規定に基づく養護老人ホームへの入所措置は、65歳以上の者が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 入院加療を要する病態でないこと、及び入所しようとする施設の入所者等に感染症等を感染させるおそれがないこと。
- (2) 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。
- (3) 経済的理由については、老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第6条に規定する事項に該当すること。

(65歳未満の者に対する入所等の措置基準)

第5条 法第11条第1項第1号の規定に基づく入所等の措置において、65歳未満の者であって特に必要があると認められるものに対する措置は、同号の措置の基準に適合する者で60歳以上の者について行うものとする。ただし、60歳未満の者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、同号の規定による措置を行うものとする。

- (1) 老衰が著しく、かつ、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に定める救護施設への入所要件を満たしているが、救護施設に余力がないため、これに入所することができない場合。
- (2) その者が初老期における認知症に該当する場合。
- (3) その者の配偶者が、法第11条第1項第1号に規定する措置を受けられる場合であって、かつ、その者自身が入所基準のうち、年齢以外の基準に適合する場合。

（措置の開始）

第6条 福祉事務所長は、入所措置等の基準に適合する者（以下「被措置者」という）については、措置を開始するものとする。また、当該措置を開始した後、随時、被措置者等を訪問し、必要な調査及び指導を行うものとする。

（措置の変更）

第7条 福祉事務所長は、被措置者が他の措置を受けることが適当であると認められるに至った場合は、その者に対する当該措置を変更するものとする。

（措置の廃止）

第8条 福祉事務所長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に対する当該措置を廃止するものとする。

- (1) 当該措置の基準のいずれにも適合しなくなった場合。
- (2) 入院その他の事由により養護老人ホーム以外の場所で生活する期間が3箇月以上にわたることが明らかに予想されるとき、又は当該期間がおおむね3箇月を超えるに至った場合。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく施設サービスの利用が可能になった場合。

（措置継続の見直し）

第9条 福祉事務所長は、被措置者に係る当該措置の継続又は変更及び廃止について、年度ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。